経済産業省

資料１

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討④

2020年10月19日
資源エネルギー庁

１．エネルギー供給強靱化法の成立

２．中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

エネルギー供給強靱化法の成立について

- 本年６月、**第201回通常国会において**、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度等を内容とした再エネ特措法の改正（再エネ促進法）を含む**「エネルギー供給強靱化法」が成立**。今後、省令等で詳細を規定する。

○ 本日は、施行に向けて更なる検討が必要な事項について、御議論いただきたい。

＜参考＞エネルギー供給強靱化法に含まれる再エネ促進法「廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度」関連条文要旨

1　経済産業大臣が指定する積立対象区分等に該当する発電設備を用いて発電した電気を供給する**認定事業者は**、解体等に充てるための金銭を、**解体等積立金として推進機関に積み立てなければならない**。（第15条の６第１項～第３項関係）

2　**特定契約又は一時調達契約により**電気を供給する認定事業者は、**経済産業省令に定めるところにより**、特定契約又は一時調達契約を締結した**電気事業者を経由して**、解体等積立金の積立てを推進機関に行う。（第15条の６第４項関係）

3　解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、**供給した電気の量に**、経済産業大臣が定める**１kWh当たりの解体等積立基準額を乗じて得た額**とする。（第15条の７関係）

4　推進機関は、積立対象区分等に該当する発電設備を用いて電気を供給する認定事業者に対して**供給促進交付金を交付するときは**、**供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除するものとし**、その控除された額は、解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなすものとする。（第15条の８関係）

5　認定事業者等は、**解体等の費用に充てる場合又は経済産業省令で定める場合には**、推進機関に積み立てた**解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができる**。（第15条の９関係）

6　認定事業者等以外の者は、廃棄物処理法等により、解体等に係る措置を講じた場合において、認定事業者等にあらかじめ通知した上で、認定事業者等に代わって、解体等積立金を取り戻すことができる。（第15条の10関係）

7　認定事業者は、発電事業計画に、**経済産業省令で定める基準に適合する積立額及び積立て方法等が記載されている場合においては**、当該発電事業計画に従って、**上記１～６の規定にかかわらず**、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立て、これを解体等の費用に充てることができる。（第15条の11関係）

8　事業の廃止により発電事業計画の認定の効力が失われ、又は認定が取り消されたときは、旧認定事業者は、発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。（第15条の12関係）

9　**推進機関は、解体等積立金管理業務を行う**ものとする。（第15条の13～第15条の16関係）

（参考）本WG中間整理の概要

- 本WGで取りまとめられた、**10kW以上すべての太陽光発電の認定案件を対象**とする**廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度**に関する**中間整理の概要**。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	• 積立ての方法・金額にかかわらず、**最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提**	
積立て主体	• **認定事業者**（ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）	
積立て金額水準・単価	• **調達価格の算定において想定されている廃棄等費用**（入札案件は最低落札価格を基準に調整） • **電気供給量（kWh）ベース** ※ 実際の廃棄処理で**不足が発生した場合は事業者が確保**	• 調達価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上 ※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保
積立て時期	• **調達期間終了前の10年間**	• 外部積立てと同じか、より早い時期
積立て頻度	• **調達価格の支払・交付金の交付と同頻度**（現行制度では月１回）	• 定期報告（年１回）により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	• 取戻しは、**廃棄処理が確実に見込まれる資料提出**が必要 • **調達期間終了後は**、**事業終了・縮小**のほか、**パネル交換して事業継続する際**にも取戻しを認める • **調達期間中は、事業終了・縮小のみ**、取戻しを認める	• 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し • 修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、１年以内に再び基準を満たす積み増しが必要
積立金の確保・管理	• **積立金の管理機関に外部積立て** • **積立金の管理機関が適正に積立金を管理** • **事業者の倒産時も**、取戻し条件は維持されるため**債権者は任意に取り戻せず**、**事業譲渡時には積立金も承継する** • 積立て状況は公表	• 積立て主体が、使途が限定された預金口座又は財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保 • 金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認 • 内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て • 積立て状況は公表
施行時期	• **2022年7月までの適切な時期**	

（参考）エネルギー供給強靱化法における再エネ主力電源化に向けた主要改正項目

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第18回）・再エネ主力化小委員会（第6回）合同会議 資料2（一部加工）

1．電源の特性に応じた制度構築　（→　競争力ある再エネ産業への進化）

- **再エネの利用を総合的に推進する観点から、「FIT法」から「再エネ促進法」に改正。【再エネ促進法】**
- **市場連動型のFIP制度の創設 【再エネ促進法】**
  - ✓ 固定価格買取（FIT制度）に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度**(FIP制度)**を創設。
- **分散型電力システムの促進 【電気事業法】**
  - ✓ 地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、**配電事業**を法律上位置付け。
  - ✓ 分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業**(アグリゲーター)**を法律上位置付け。

2．再エネの大量導入を支える次世代電力NW　（→　再エネを支えるNW等の社会インフラの整備）

- **マスタープランの法定化 【電気事業法】**
  - ✓ 電力広域機関に、**将来を見据えた広域系統整備計画**策定業務を追加。
- **系統増強費用への賦課金投入 【再エネ促進法】**
  - ✓ 将来を見据えた**広域系統整備計画(プッシュ型系統整備)** を踏まえ、再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の**送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える**制度を創設。

3．適正な事業規律　（→　再エネと共生する地域社会の構築）

- **太陽光発電の廃棄費用の外部積立義務化 【再エネ促進法】**
  - ✓ 事業用太陽光発電事業者に、**廃棄費用の外部積立**を原則義務化。
- **長期未稼働に対する失効制度 【再エネ促進法】**
  - ✓ 系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、認定を失効。

１．エネルギー供給強靱化法の成立

２．中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

①FIT認定事業における外部積立ての方法
②FIP認定事業における外部積立ての方法
③複数太陽光発電設備事業等の取扱い
④積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量
⑤積立金の管理機関に係る御報告
⑥内部積立てを認める具体的な条件
⑦積立てに係る情報の開示
⑧施行時期（最も早い事業が積立てを開始する時期）

①FIT認定事業における外部積立ての方法

- 中間整理では、特定契約との関係について、例えば、法律に基づき、認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄等費用の積立て義務を課した上で、**認定事業者と買取義務者の間で**個別の契約変更等を行わなくとも**調達価格の支払と積立金の積立てを相殺的に処理できるような措置を講じる**などの技術的な検討を進めることとされた。

- 再エネ促進法では、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度について、FIT認定事業における外部積立てでは、**認定事業者は、買取義務者を「経由して」推進機関に解体等積立金を積み立てる**ことと規定されている。

○ 以上をふまえ、FIT認定事業における外部積立てでは、**認定事業者と買取義務者との間で積立金と買取費用を**、**買取義務者と推進機関との間で積立金と交付金を**、**それぞれ相殺する**方向で制度設計することとする。

具体的には、認定事業者と買取義務者との間では、**買取義務者は、各認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額、及び相殺後の額（支払額）を通知し、支払額のみを支払う**扱いとし、買取義務者と推進機関との間でも同様の扱いとする（※）。なお、上記通知については、各認定事業者に対しても、その内容の正確性を確認するよう求める。

※買取義務者と推進機関との間でも、基本的に認定事業者と買取義務者との間の扱いと同じ扱いとなるが、「調整交付金の額＜解体等積立金の額」となる場合には、調整交付金の額の限度で上記と同様に扱い、残額については買取義務者が推進機関に対して交付する。

＜参考＞FIT認定事業における外部積立ての方法に係る再エネ促進法の条文（抜粋）

第15条の６第４項　特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

２．外部積立てに関する論点

（４）特定契約との関係（抜粋）

例えば、法律に基づき、認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄等費用の積立て義務を課した上で、認定事業者と買取義務者の間で個別の契約変更等を行わなくとも調達価格の支払と積立金の積立てを相殺的に処理できるような措置を講じることも含め、技術的な検討を進めることが必要である。

（参考）FIT認定事業における外部積立てスキーム図

2019/11/18　再エネ主力化小委員会（第４回）資料３（一部加工）

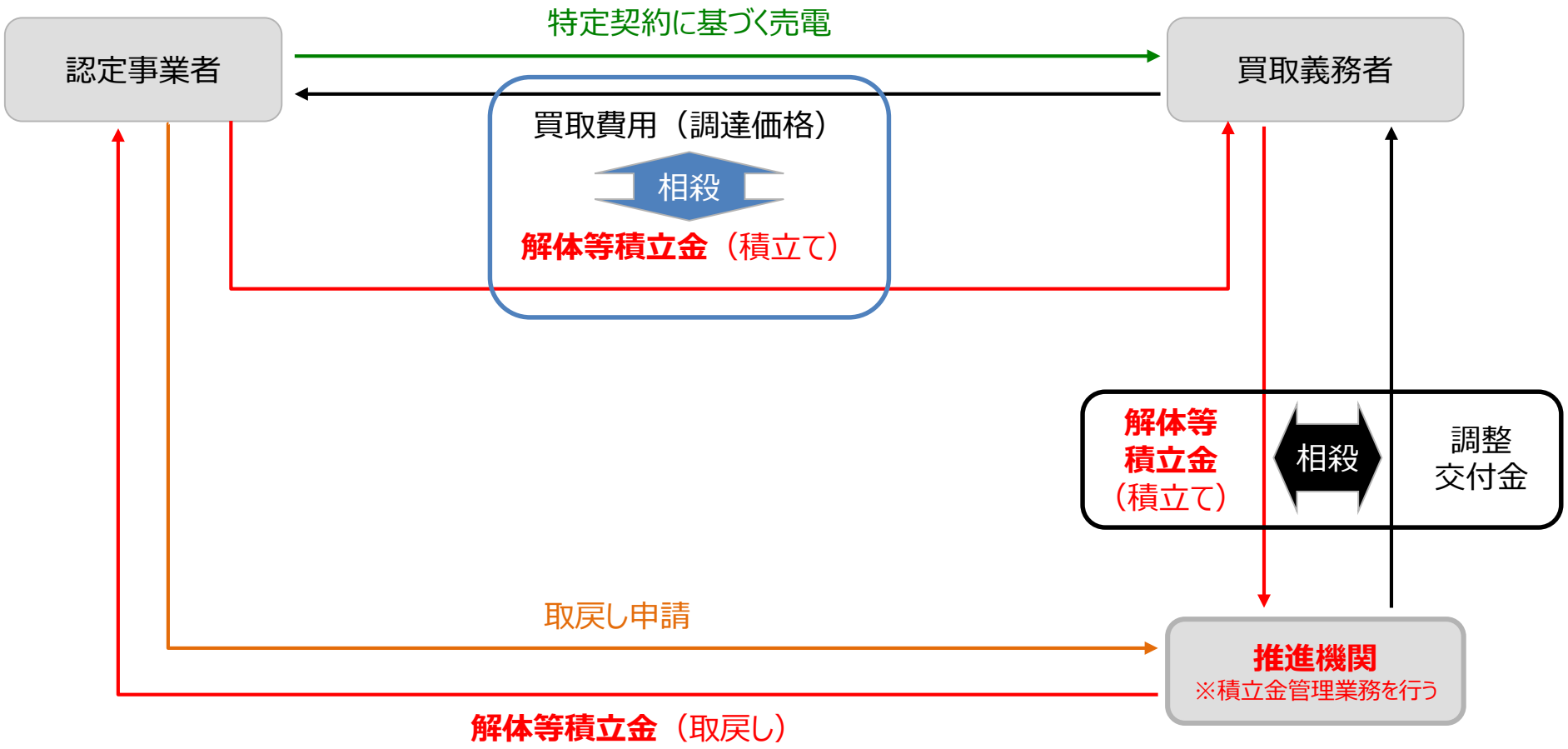

※ ▭ 内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、▭ 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

②FIP認定事業における外部積立ての方法

- FIP認定事業では、認定事業者に対して、卸電力取引市場における売買取引や小売電気事業者等への卸取引により電気を供給するときに、**基準価格 （FIP価格）と参照価格の差額が供給促進交付金（プレミアム）として交付される**。
- 中間整理をふまえ、FIP認定事業で交付されるプレミアムは**国民負担によって支えられるもの**であることから、FIP認定事業においても、FIT認定事業と同様、**事業用太陽光発電（10kW以上）**については、**①原則として、電気供給量（kWh）に応じた解体等積立金について、推進機関への源泉徴収的な外部積立て**を求め、**②長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者**に対しては**内部積立ても認める**こととする。なお、再エネ促進法では、FIP認定事業における源泉徴収的な外部積立ては、**プレミアムを交付するときに**、**プレミアムの額から解体等積立金の額を控除する**ものとし、その控除された額は、解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなすものとされている。

○ ただし、**控除する解体等積立金の額はプレミアムの額が限度となる**ため、**交付されるプレミアムが少額の場合**、**解体等積立金の額よりもプレミアムの額が小さくなり**、源泉徴収的な積立てだけでは適切な金額水準の廃棄等費用が積み立てられないため、**廃棄等費用が適切に確保されるような方法に調整**する必要がある。このため、こうした**不足が発生した場合には**、最終処分場の維持管理積立金や鉱害防止積立金における積立て制度を参考に、**認定事業者に対して１年分程度の不足額をまとめて通知**し、認定事業者において**当該額を推進機関に振込等の方法により積み立てる**ことを求めてはどうか。また、当該積立てがされない場合には、必要に応じて、**再エネ促進法に基づく指導・改善命令等の措置を執ることにより、適正な積立てを求める**こととしてはどうか。

○ また、積立て金額水準や積立て時期については、FIT認定事業と同等の積立てを求める観点から、**基準価格の算定において想定されている廃棄等費用**を、**交付期間終了前10年間で積み立てる**こととしてはどうか。その他、積立金の取戻しや内部積立てを認める条件等についても、FIT認定事業と同等としてはどうか。

○ さらに、FIP制度ではオフテイカーリスク対策として一時調達契約が設けられているが、一時調達契約に基づく電気の供給をするときも、市場取引等により電気を供給するときと同じ解体等積立基準額（円/kWh）の積立てを求めることとし、その方法は、FIT認定事業における外部積立ての方法と同様にしてはどうか。

（参考）FIP認定事業における外部積立ての方法に係る再エネ促進法の条文（抜粋）

（解体等積立金の積立て）

第15条の６第１項　経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの（以下この節において「積立対象区分等」という。）を指定することができる。

第２項　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。

第３項　前項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関にしなければならない。

（解体等積立金の額）

第15条の７第１項　解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額（以下この条において「解体等積立基準額」という。）を乗じて得た額とする。

（供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除）

第15条の８第１項　推進機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二条の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一項の解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除するものとする。

第２項　前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第二項及び第三項の規定により解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

（一時調達契約における外部積立ての方法）

第15条の６第４項　特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

（参考）市場連動型の導入支援（FIP制度）

2020/08/31 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第19回）・再エネ主力化小委員会（第７回）合同会議 資料１（抜粋）

- **大規模太陽光・風力等**の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、**電力市場と連動**した支援制度へ移行。

FIT制度

価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ

→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし

FIP制度

補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動

→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新

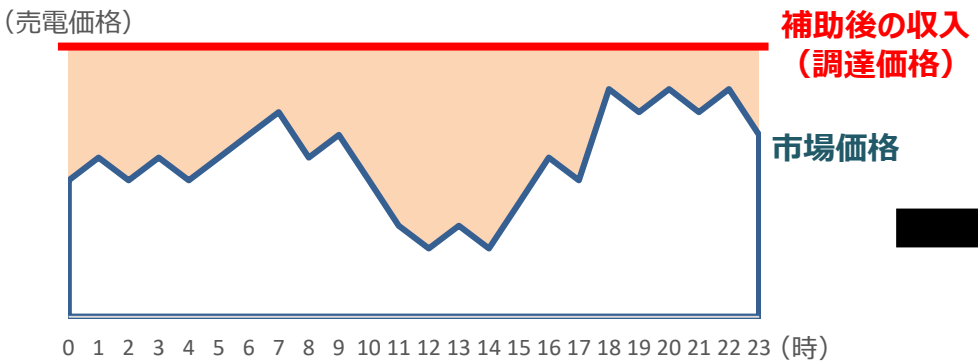

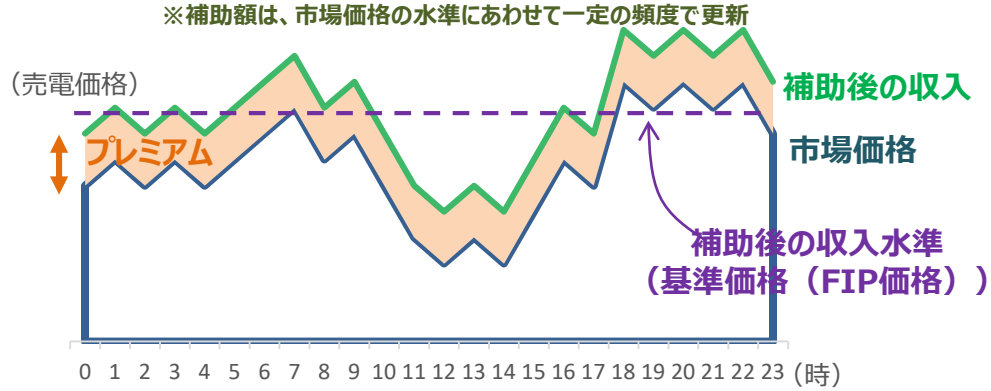

１日の電力需要と太陽光発電の供給量

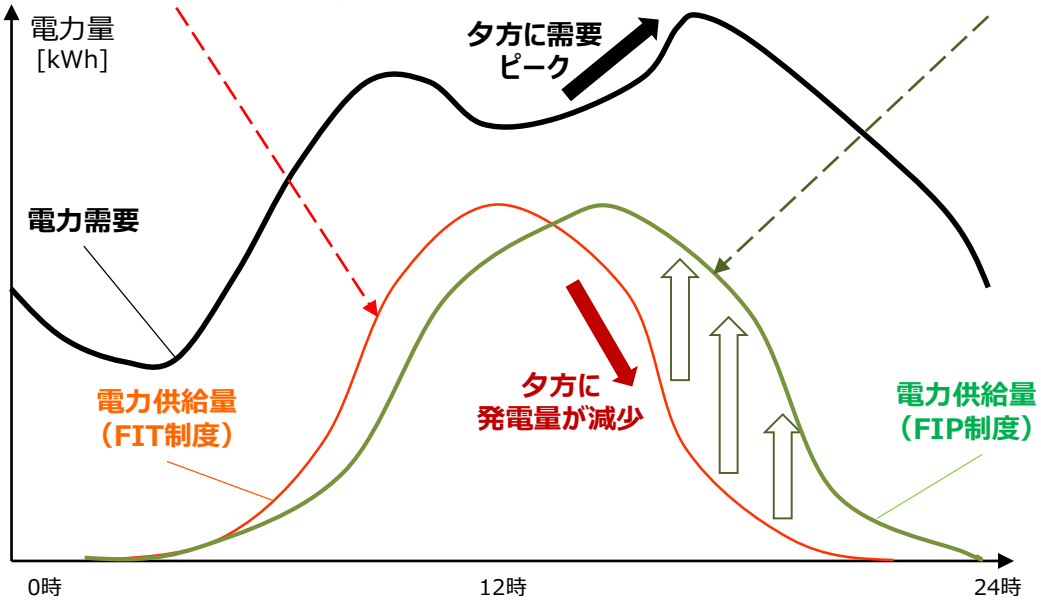

（参考）参照価格の算定方法

2020/08/31 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第19回）・再エネ主力化小委員会（第７回）合同会議 資料１（一部加工）

- プレミアム（供給促進交付金）の額は、**「基準価格（FIP価格）」から「参照価格※」を控除した額（プレミアム単価）**に「再エネ電気供給量」を乗じた額を基礎として、一定期間（＝交付頻度）毎に決定される。※市場参照期間毎の市場価格の平均価格を基礎に、対象区分等ごとの季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案して算定された額

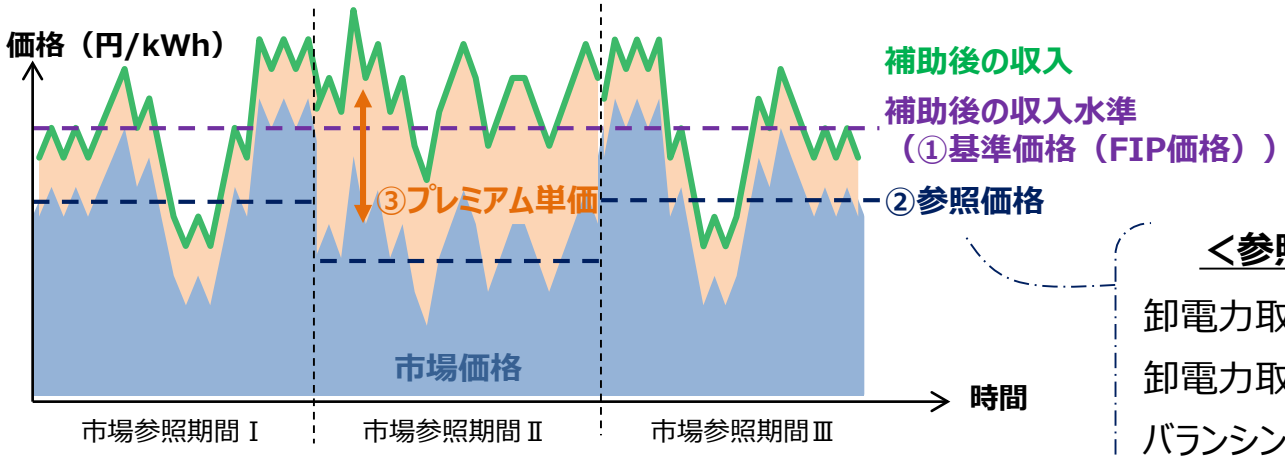

＜参照価格の算定の要素＞

卸電力取引市場の価格の参照方法

卸電力取引市場以外の価値の取扱い

バランシングコストの取扱い

①基準価格（FIP価格）
：交付期間にわたり固定

②参照価格
：市場参照期間毎の市場価格の平均価格を基礎として、一定期間毎に算定

③プレミアム単価（①－②）
：参照価格の変動に応じて、一定期間毎に機械的に算定される

（参考）FIP認定事業における外部積立てスキーム図

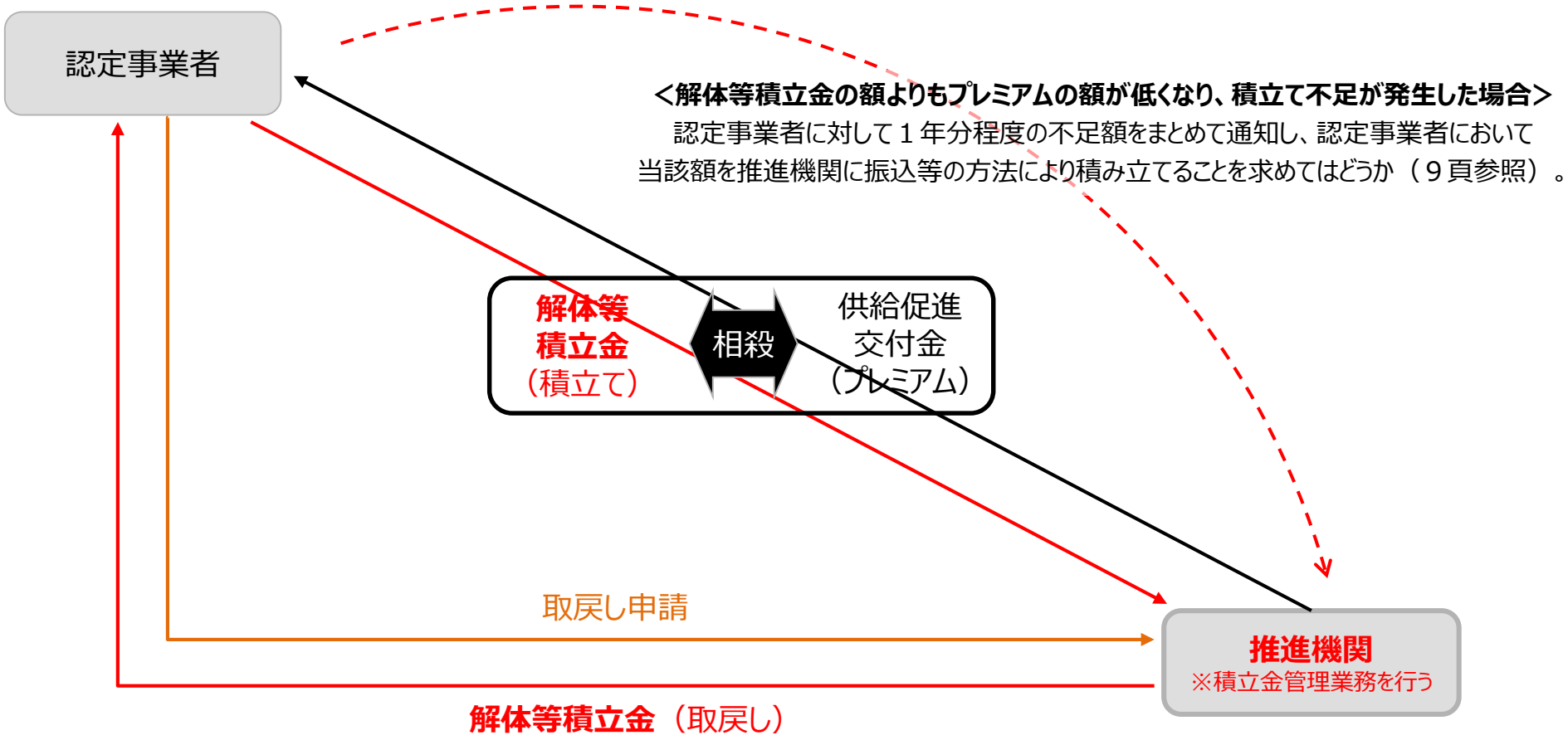

※ ▭ 内は、推進機関が、認定事業者に対し、供給促進交付金の額から解体等積立金の額を控除した額（供給促進交付金の額を限度とする。）を交付する。

（参考）オフテイカーリスク対策（一時調達契約）

2020/08/31 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第19回）・再エネ主力化小委員会（第7回）合同会議 資料１（一部加工）

- オフテイカーリスク対策について、再エネ主力化小委員会第５回における具体的な方向性に係る審議をふまえ、本年２月の同小委員会中間取りまとめにて、「**小規模事業者が外生的かつ予見困難な事情**により市場取引をできなくなった場合の、次の取引先が見つかるまでの**一時的な緊急避難措置**についても、**FIP 制度による市場への統合を妨げないよう**に、利用可能期間や買取りの価格について、FIP 制度の下で市場取引を行うことにインセンティブが働くようにしつつ、制度を設計することが適切である。」と整理されたところ。また、これを受けて、改正法においては**一時調達契約が規定**されている。
- 一時調達契約は、FIP制度の交付期間内において、認定事業者の責めに帰することができない事情により再エネ電気の供給に支障が生じた場合に、認定事業者が、経済産業省令で定める期間・価格により、FIT送配電買取のようなスキームで電気事業者※に対し電気の買取りを申し込むことができる契約。
- 一時調達契約の詳細設計に際しては、**上記の観点やFIP制度の骨格を踏まえつつ、利用可能な対象、条件、期間、一時調達価格、供給方法などについて、詳細設計を進めるべきではないか**。

※　ここでの電気事業者とは、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者を指す。電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続する認定事業者から、当該再生可能エネルギー電気について一時調達契約の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、一時調達契約の締結を拒んではならない。

＜オフテイカーリスク対策の利用のイメージ＞

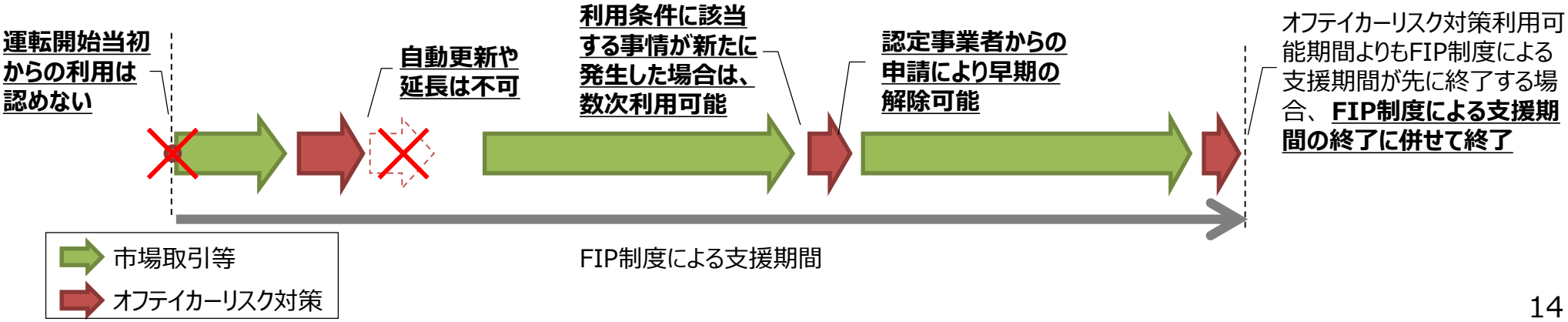

③複数太陽光発電設備事業等の取扱い

- 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度は、**廃棄等費用を織り込んで決定されてきた調達価格が適用**されていること、事業者にとって**公正かつ公平**な制度とすること、確実な資金確保を促すことから、**FIT制度開始以降に認定を受けたすべての事業用太陽光発電（10kW以上）を対象**とすることが取りまとめられている。

- **再エネ特措法における、複数太陽光発電設備設置事業、第一種複数太陽光発電設備設置事業、第二種複数太陽光発電設備設置事業**（以下「複数太陽光発電設備設置事業等」という。）**は**、個々の事業計画における認定出力は10kW未満であるものの、合計して10kW以上となる複数の事業をまとめて一つの事業とみなすことで、**事業用太陽光発電（10kW以上）と同じ調達価格・調達期間が適用**されてきている。

○ すなわち、**複数太陽光発電設備設置事業等では**、事業用太陽光発電（10kW以上）と同様に、廃棄等費用を織り込んで決定されてきた調達価格が適用されていることから、**廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の対象とする**こととしてはどうか。

＜参考＞複数太陽光発電設備設置事業等について

複数太陽光発電設備設置事業

- その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合をいう。

第一種複数太陽光発電設備設置事業

- その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上五十キロワット未満となる場合をいう。

第二種複数太陽光発電設備設置事業

- その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が五十キロワット以上となる場合をいう。

④積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量

- 中間整理では、調達期間中に発電事業を終了若しくは縮小する場合、又は、調達期間終了後に事業の継続過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄するような場合、廃棄される**太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限り、積立金の取戻しを認める**と取りまとめられた。
- FIT認定に係るデータベースで確認ができた、太陽光パネルの出力減少のための手続があった**約12,500件の内訳を確認したところ**、その出力減少の割合は、**11,000件以上が０％～20%の範囲に集中**しており、**10%以上の減少があったものは約3,000件、15%以上の減少があったものは約1,500件**である。
- また、50kW未満の事業用太陽光発電を所有する事業者に対してヒアリングを行ったところ、**調達期間中の取戻しを希望する声は少なく**、また、調達期間終了後であっても、小規模発電設備の場合はそもそもの積立金の額が少額であり、取戻しのための事務コスト等を考えると**ある程度の規模以上でないと取戻しの意味が薄い、という声もあった**。

○ 以上の実態やニーズ、また、**小口の取戻しが頻発して制度運用コストが増大することを防ぐ**観点もふまえ、廃棄される太陽光パネルについて、**認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄すること**を要件に、積立金の取戻しを認めることとしてはどうか。

○ また、取戻し可能な金額については、**①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立て期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額**、**②取戻し時点での積立額**、又は**③実際に廃棄に要した費用**の、最も小さい額を限度としてはどうか。

※ただし、調達期間/交付期間中に発電事業を終了する場合は、取戻し時点での積立額全額を取戻し可。

例：50%（50kW以上）を廃棄する場合　※１：10年間の積立金の総額（実績 or 想定）　※２：取戻し時点の積立総額　※３：実際に廃棄等に要した費用

【例１】**10年間の積立金の総額のうち、廃棄するパネル割合分**を取戻し可

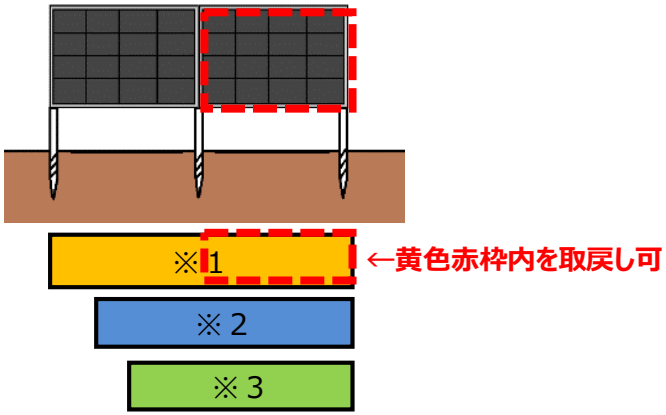

【例２】**取戻し時点の積立額**を取戻し可

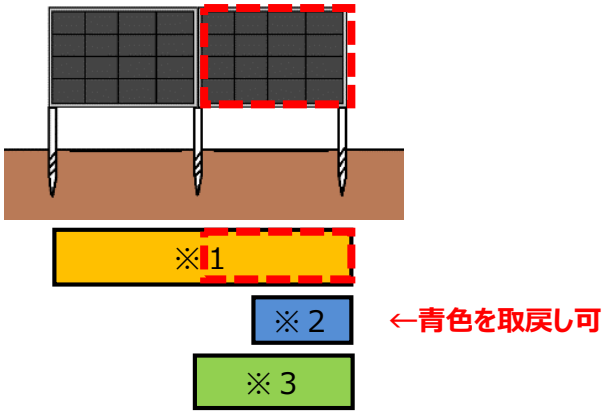

【例３】**実際に廃棄に要した費用**を取戻し可

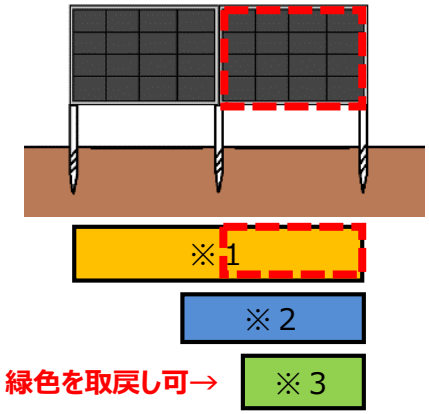

（参考）積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量に係る中間整理（抜粋）

２．外部積立てに関する論点

（２）積立金の取戻し条件

② 取戻しを認める場合

（前略）

ただし、調達期間中であっても、太陽光パネルの全部又は一部を廃棄し、その場所における発電事業を終了又は縮小する場合には、使われなくなった太陽光パネルが放置・不法投棄されないためにも、積立金の取戻しを認めるべきである。この場合、全体の太陽光パネルの容量に対し、交換・廃棄される太陽光パネルの割合に応じて積立金の取戻しを認めることが適切である。また、小規模の太陽光パネルの廃棄の都度、積立金が取り戻されると制度運用コストが増大するため、積立金の取戻しは廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限ることが適切である。

次に、調達期間終了後も発電事業を継続している際に、太陽光パネルを交換・廃棄して事業を継続する場合には、交換前のパネルの適正処理を図りつつ、事業継続を促す観点から、全体の太陽光パネル容量に対し、交換・廃棄される太陽光パネルの割合に応じて積立金の取戻しを認めることが適切である。この場合、調達期間中と同様、積立金の取戻しは交換・廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限ることが適切である。

また、当該地点における発電事業を完全に終了する場合には、基礎・架台も含めた発電設備の全体を解体・撤去する場合に限り積立金の取戻しを認めるべきであるが、太陽光パネル交換による事業の継続を促す観点から、FIT 制度の下で設置された当初の太陽光パネルが全て交換・廃棄された上で、事業が継続される場合には、積立金の全額を返還することが適切である。この場合、交換後の新規の太陽光パネルの廃棄等費用は、発電事業者が、調達期間終了後の事業の中で確保することが適切である。

※ 中間整理の脚注12では、「例えば、全体の太陽光パネルの50%を廃棄した場合、積立金はその時点で積み立てられていた額の最大50%の取戻しが認められ、残金は残りの太陽光パネルの処理のために確保される。」との記載がある。しかし、この場合、積立て開始後の間もない時期では取戻し可能な額が小さくなり過ぎるおそれがあり、また、中途で取り戻した場合、発電事業終了時に積み立てられる金額とともに廃棄に要する費用も減少（中間整理をふまえ、調達期間/交付期間終了後に交換された新規の太陽光パネルの廃棄等費用は、調達期間/交付期間終了後の事業のなかで確保）することなどもふまえ、前頁のとおりの整理としてはどうか。

⑤積立金の管理機関に係る御報告

- 本年６月に成立したエネルギー供給強靱化法により、FIT制度に加えFIP制度に係る入札や費用負担調整業務、解体等積立金管理業務や系統賦課金に係る業務等、質・量ともに業務量が増大するところ、これらを効率的かつ一体的に執行するため、多様化する執行業務について、それぞれ指定法人に担わせるのではなく、**認可法人である電力広域的運営推進機関**（以下「推進機関」という。）**に**現行業務及び追加業務を**一括して担わせる**こととなる。すなわち、**積立金の管理機関は、推進機関**となる。

- 推進機関には、**解体等積立金の管理業務の経理を、他の業務の経理と区別しなければならない義務**がある。また、**その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等**が必要であるほか、その業務等に関しては**経済産業大臣に監督権限**がある。

＜参考＞積立金の管理機関に係る電気事業法の内容（条文番号は令和４年４月１日時点）

【積立金の管理主体】 ※令和４年４月１日施行
- 推進機関は解体等積立金の管理業務を行う（第28条の40第１項第８号の３）

【推進機関の法人設立方法】
- 経済産業大臣の認可が必要（第28条の14第１項）

【推進機関の事業計画等】
- 業務規程の記載事項：経済産業省令で規定（第28条の41第１項）／業務規程の変更：経済産業大臣の許可（第３項）
- 送配電等業務指針の作成、変更：経済産業大臣の認可（第28条の46第１、２項）
- 予算・事業計画の作成、変更：経済産業大臣の認可（第28条の49）
- 財務諸表等：経済産業大臣の承認（第28条の50第１項）

【推進機関に対する監督権限】
- 定款又は業務規程の変更その他その業務：経済産業大臣による監督上必要な命令が可能（第28条の56第１項）
- 役員：経済産業大臣による解任命令、解任が可能（第28条の23第５、６項）

【積立金の区分経理】 ※令和４年４月１日施行
- 解体等積立金の管理に係る経理を他の経理と区分して整理（第28条の51第３号）

⑥内部積立てを認める具体的な条件

○ 中間整理では、内部積立てを認める具体的な条件について取りまとめられた。その際に脚注等で「検討する。」とされた事項等を中心に、本日、以下の論点について追加的に御議論いただきたい。

ⅰ） 保険・保証の取扱い

ⅱ） 上場インフラファンドの取扱い

ⅲ） 上場する金融商品取引市場の種類など

2019/10/29太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG（第６回）資料1（一部加工）

（参考）内部積立てを認める場合の条件（全体像）

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等**を作成し、これを**公表**すること
  - 長期安定発電を促すため、例えば、以下のような事項を記載した**事業計画を作成**させ、**これを公表**することを求める
    - 調達期間/交付期間終了後における**再投資や発電事業継続に関する事項**
    - 長期安定的な発電事業の継続に向けた**地域との共生に向けた取組に関する事項**　等

- **以下の①～⑥をすべて満たしていること**

① **認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物※１に該当**すること

② **認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者※２に該当**すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者に該当しない場合でも、当該認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物※２であるときも含む。

③ **外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立て**が予定されており、**その公表に同意**すること

④ **定期報告（年１回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立て**られており、**その公表に同意**する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則１年以内に再び満たすこと

⑤ 以下のｉ又はｉｉのとおり、**金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認**されていること

i. **金融機関との契約**により、**各費用等の支払のための専用口座が開設**され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った**厳格な資金管理**が義務付けられており、**廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること**

ii. **a）認定事業者が上場されている法人**であり、かつ、**財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記**されていること

又は

b）認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、**その額が明記**されていること

⑥ **上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合**に、**遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意**していること

※１　現行制度では、50kW以上の案件

※２　発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。
①出力が1000kW以上であること
②出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）
③発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

（参考）各条件についての考え方

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること**
  - 調達期間/交付期間終了後も発電事業の継続を意識した計画を作成、公表してもらうことが、長期安定発電の促進という原則からは適切ではないか。

- **以下の①～⑥を全て満たしていること**

① **認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当すること**

- 電気事業法上の保安規程の届出、主任技術者の選任、事故報告等の対象であり、長期的に発電設備の使用を継続できるような適切な維持管理がなされると客観的に考えられるのではないか。

② **認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当すること**

※認定事業者自身が発電事業者に該当しない場合でも、当該認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときも含む。

- 電気事業法上の発電事業者には、電力広域的運営推進機関への加入、供給計画の届出、発受電月報等の報告等の義務があり、法令を順守する内部管理体制、責任ある事業運営、適正な廃棄処理がなされると客観的に考えられるのではないか。

③ **外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること**

- 外部積立て以上に廃棄等費用が確保される積立て計画が客観的に把握できるのではないか。

④ **定期報告（年１回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており※、その公表に同意すること。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則１年以内に再び満たすこと。**

- 外部積立て以上に廃棄等費用の計画的な積立て状況が確認でき、修繕等の再投資も機動的に実施しやすくなるのではないか。

⑤ **金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること**

- 専門的知見を有する第三者によって、積立て状況が確認なされていることが客観的に把握できるのではないか。

⑥ **上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること**

- 上記の要件を満たさなくなる場合には、外部積立てを求めることにより、確実に積立金を確保することができるのではないか。

保険・保証の取扱い

- 中間整理では、「保険・保証について、**資金確保の蓋然性が高い**ということができれば、資金確保の一手段として取り扱うことも考えられる」と整理されている。

○ 上記の**「資金確保の蓋然性が高い」といえる場合**について、**より明確な基準**を検討しておくべきではないか。その際、**本制度が、放置・不法投棄対策であり、そのための対応ができる**ということが大前提。

○ 以上を踏まえ、**下記①及び②をいずれも満たす場合**には、資金確保の蓋然性が高いとして、保険・保証による内部積立てを認めることとしてはどうか。

① 保証又は保険の契約が、以下の内容とされていること。

保証又は保険の効力が消滅するまでに、有効な別の保証又は保険の契約が締結されず、認定事業者から上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額の積立てもない場合には、保証人又は保険者が、推進機関に対し、上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額について、連帯保証債務又は保険金支払債務を負うこと。

② 保証人又は保険者の信用性が担保されていること。具体的には、現時点では、Ａ－又はＡ３以上の信用格付けを有する金融機関又は保険会社であることとしてはどうか。

○ **保険・保証のいずれについても**、適切な情報提供の観点から、**契約内容等の公表を条件とする**ことが適切。

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

脚注22　なお、将来の廃棄等費用の不足時に対応した保険・保証等について、資金確保の蓋然性が高いということができれば、資金確保の一手段として取り扱うことも考えられる。

上場インフラファンドの取扱い

- 中間整理27頁では、「厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人」について、「当該他法人の財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている場合には、認定事業者自身が上場されている場合と同様に取り扱うことが適切である」と整理されている。
- 中間整理脚注27に上場インフラファンド投資法人について言及があるほか、本WG中間整理を含める形で実施した「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」の中間取りまとめに対するパブリックコメントでも、認定事業者と厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人に上場インフラファンド投資法人を含むべきであるとの意見があった。
- 前提として、投資信託法上、投資法人は資産運用以外の事業活動を行うことができない。また、租税特措法上、投資法人にとって重要な税の導管性要件の一つとして、他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を保有していないことが定められている。このため、**投資法人は、認定事業者になれず、また、実質的に認定事業者を子会社とすることもできない。**
- 上場インフラファンド投資法人のスキームは各社により様々だが、**各社に共通する特徴として、設備所有者と認定事業者が異なる**という点がある。例えば、複数社が採用しているスキームにおいては、発電設備の所有者は投資法人であるが、実際にFIT認定事業者として発電事業を行うのは、賃貸借契約によって設備を借りた賃借人SPCである。
- 賃借人SPCは、事業のスキームから倒産することが考えにくい。仮に倒産したとしても、発電設備・土地の所有者である投資法人は別の事業主体を選定し発電事業を継続させると考えられる。他方で、平時においては、投資法人が賃借人SPCを別の会社に変更するメリットはなく、通常想定されない。

○ 上記から、一般に上場インフラファンドのスキームにおいては、事業主体の変更や、調達期間/交付期間中の発電事業の途絶といったリスクは低く、**投資法人と実際の認定事業者との間の契約全体の中で、両者が同一の売電収入を原資に事業を行っていることを示す資金の流れ、賃借人からの契約の解除の制限、発電設備や設置された土地の他目的使用の制限など、財務的・組織的一体性を示す条項が確認できれば**、投資法人を「厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人」とみなし、**投資法人が上場要件を満たす限りにおいて、内部積立てを認めてもよいのではないか。**

（参考）上場インフラファンドのスキームイメージ

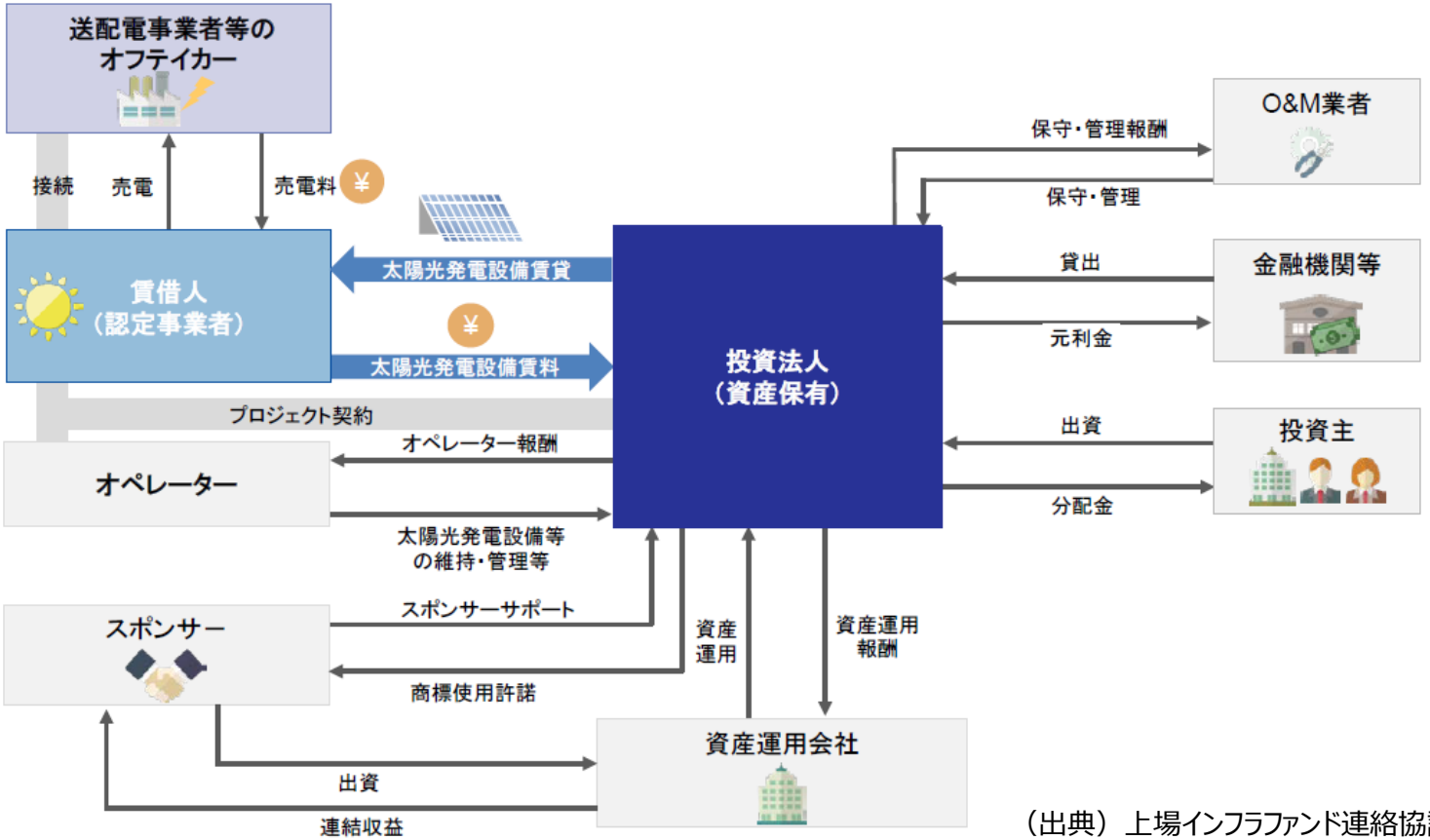

（出典）上場インフラファンド連絡協議会からの提供資料

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

脚注27　財務的・組織的一体性などの要件への当てはめについては、上場インフラファンドを含め、様々な事業形態が取られていることを踏まえて検討すべきであるという指摘があった。

＜「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」の中間とりまとめに対するパブリックコメント(一部抜粋)＞

…5(ii)b)において、「認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人」について、「FIT認定発電設備又はその信託受益権を保有し、認定事業者に対して自らが又は当該信託受益権の信託受託者が賃貸借契約により賃貸している上場インフラ投資法人を含む」とすること。また［4］との関係から、投資法人が開示情報において積立を明記等する場合には、投資法人の導管性要件充足のため、オペレータSPCにおける内部積立も認めて頂きたい。

上場する金融商品取引市場の種類など（１）

- 中間整理では、「**上場する金融商品取引市場の種類などの条件の詳細**については、**上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が厳格に確認されているか、会計士による監査、情報開示が義務付けられているか**といった観点から検討することとする」と整理された。

○ **株式の上場については**、①**金融商品取引法に規定する金融商品取引所**であれば、**内閣総理大臣の免許**を受けなければ金融商品市場を開設することができず、**金融商品取引法等の関係法令による規制**がされており、また、②**国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所**であれば、**各国の証券監督当局による監督・規制**がされた**各国における重要な取引所**であるため、上記①又は②のいずれかの取引所であれば、上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が厳格に確認され、専門家による監査や情報開示もなされていると考えられる。そのため、現状では、**金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所において株式を上場している場合には、内部積立てにおける上場要件を満たす**こととしてはどうか。

○ **債券のみの上場については**、金融機関等へのヒアリングの結果、**上場審査が非常に緩やか**であり、上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が、必ずしも厳格に確認されていないと考えられることから、債券のみの上場をもって**内部積立てにおける上場要件を満たすとはいえないのではないか**。

他方、**①債券の上場により、㋐認定事業者が取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、かつ、㋑上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されており、**さらに、**②認定事業者が一定の信用格付け（Ａ－又はＡ３以上）を得ている場合**、上記中間整理の観点をふまえると、**内部積立てにおける上場要件を満たす**こととしてはどうか。

上場する金融商品取引市場の種類など（２）

○ 加えて、中間整理では、「法律の規定による親子関係にある場合やこれに準じる関係にある場合など、法律上、認定事業者との間で厳格な財務的・組織的一体性が認められる法人については、認定事業者と一体のものとして財務状況を評価することが可能である。」とされている。

このことをふまえ、**①債券の上場により、㋐認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人（親会社等）が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、かつ、㋑上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されており、**さらに、**②当該他法人が一定の信用格付け（Ａ－又はＡ３以上）を得ている場合**には、**内部積立てにおける上場要件を満たす**こととしてはどうか。

○ さらに、適切な情報提供という観点から、**上場要件による内部積立て**については、**財務諸表の開示義務の主体に関する情報の公表を条件とする**こととしてはどうか。

○ なお、金融商品取引法上の金融商品取引所や国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所では、上場廃止基準が異なるものの、そもそも**取引市場ごとに上場基準自体が異なっており**、**各取引所において適切に上場企業の評価をした上で、上場を継続させるかどうかを決定している**と考えられることから、金融商品取引法上の金融商品取引所又は国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所において上場していることに加えて、**補完的な要件は課さない**こととしてはどうか。

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

脚注28　なお、上場する金融商品取引市場の種類などの条件の詳細については、上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が厳格に確認されているか、会計士による監査、情報開示が義務付けられているかといった観点から検討することとする。加えて、金融商品取引市場によって上場廃止基準が異なることもふまえ、債務超過・営業利益などの条件を追加して財務健全性を補完的に確認することの要否についても、検討する。

（参考）国際取引所連合（WEF）の会員要件等

- **国際取引所連合（WEF）の会員要件等**は、以下のとおり。**各国の証券監督当局の監督・規制を受けていることや、各国における重要な取引所であること**などが求められている。

国際取引所連合（WEF）について
（会員要件の要旨：以下①～④のいずれも満たすこと）
① 地元国で重要な存在であること
② 証券監督者国際機構（IOSCO）（※）に加盟する証券監督当局による規制を受けており、かつ、市場と市場参加者を規制するための独自の責任を持つこと
③ 資金調達に資する運営がされるとともに、リスク管理がされること
④ 公共の利益に資するよう、公平性や中立性が確保されていること
（現会員）
○ 世界68団体が会員となっている。
○ 日本の会員は、日本取引所グループ＝東証（大証）である。

※ 証券監督者国際機構（IOSCO）：各国の証券規制当局による国際機関
（目的）
○ 投資家保護、公正・効率・透明な市場の維持等のための、規制・監督・執行基準の開発、実施、遵守の促進
○ 不公正行為に対する法執行や情報提供等をつうじた投資家の信頼の向上
○ 市場発展への支援、インフラ強化等のための情報交換
（取組み）
証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等
（日本国内の会員）
○ 正会員：金融庁、経産省、農水省
○ 準会員：証券取引等監視委員会

（出典）国際取引所連合（WFE）HP（https://www.world-exchanges.org/members/membership）及び
金融庁による国際証券委員会（IOSCO）HP（https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html）　に基づき作成

（参考）各市場の上場要件等の骨子

	東証一部	ニューヨーク（NYSE）	ロンドン（Premium）
株主数	2200人以上	400単元以上	
流通株式	数：　２万単位以上 時価総額：　20億円以上 数（比率）：　35%以上	数：　110万株以上 時価総額：　4千万＄以上	数（比率）：25%以上
純資産額	連結純資産額10億円以上		十分な運転資本：12か月以上
時価総額	40億円以上		70万￡以上
利益額	①最近２年間の利益総額５億円以上 又は ②最近１年間の売上高100億円以上かつ時価総額500億円以上	①　税引前利益が、 最近３年計１千万＄以上 ＋最近２年各200万＄以上 ＋最近３年黒字 （３期前赤字の場合） 税引前利益が、 最近３年計1200万＄以上 ＋直前500万＄以上 ＋２期前200万＄以上 又は ②　時価総額２億＄以上	事業の75%以上が過去３年の利益により運営されていること
事業継続	３年以上		３年以上 独立した事業の運営を主たる活動とすること
その他	虚偽記載等なし	株価：４＄以上	

	シンガポール（債券）
発行要件・**国内**発行者	以下の**いずれか**を充足 ①　株式上場要件＋発行債券元本が一定額以上 ②　特定投資家引受80%以上＋発行債券元本が一定額以上 ③　債券格付けが投資適格以上 ④　債券の義務に一定の保証があること ⑤　その他
発行要件・**国外**発行者	以下の**いずれか**を充足 ①　株式上場要件 ②　特定投資家引受80%以上 ③　債券格付けが投資適格以上 ④　債券の義務に一定の保証があること ⑤　その他
継続義務	債券の価格、価値又は当該債券を取引するか否かの投資家の判断に重要な影響を与える可能性のある情報の開示　等

（出典）各取引所の公開資料に基づき作成

⑦積立てに係る情報の開示

- 現行制度では、定期報告において開示の同意があった案件について、廃棄等費用の積立ての進捗状況を公表している。中間整理で取りまとめられたように、発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄に対する地域からの懸念に対応するためには、**適切な情報を公表し、事業者による適正な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくことも重要**である。
- こうした背景のもと、**再エネ促進法（改正再エネ特措法）では**、**再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報の公表に関する規定を設けた**。

○ 再エネ大量導入・次世代NW小委員会と再エネ主力化小委員会の合同会議では、今後、**公表事項・公表方法について詳細検討**を行う予定。**廃棄等費用の積立て状況**や**保険などの自主的取組**に係る**公表事項・公表方法**についても、**本WG中間整理をふまえつつ、同審議会において検討**していただくこととしてはどうか。

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

５．その他

（１）積立てに係る情報の開示

現行制度では、定期報告において開示の同意があった案件について、廃棄等費用の積立ての進捗状況を公表している。発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄に対する地域からの懸念に対応するためには、適切な情報を公表し、事業者による適正な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくことも重要である。こうした観点から、認定事業者の取組が適切に評価されるよう、本制度及び自主的な取組による廃棄等費用の積立てに係る情報の開示のあり方について、引き続き、検討していくことが重要である。

＜参考＞認定計画の実施の状況に関する情報の公表に係る再エネ促進法の条文（抜粋）

第52条第１項　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、（中略）させることができる。（以下、略）

第６項　経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

（参考）認定基準の遵守（公表情報の拡大）

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第18回）・再エネ主力化小委員会（第6回）合同会議 資料2

- 再エネ特措法に基づき、**再エネ発電事業計画に記載された事項**（認定事業者名、発電設備の出力等）について、**経済産業省ホームページにおいて公表**している。
- 2020年６月に成立した今般の改正法において、**再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報の公表に関する規定**を設けた。
- 今後、**地方自治体へのヒアリング**等を実施し、**公表事項・公表方法について詳細検討**を行う。

<経済産業省ホームページ（なっとく！再生可能エネルギー）>

現在の公表情報

設備ID	（例）X11111111
発電事業者名	（例）経産　太郎株式会社
代表者名	（例）経産　太郎
事業者の住所	（例）東京都千代田区…
事業者の電話番号	（例）03-XXXX-XXXX
発電設備区分	（例）太陽光
発電出力（kW）	（例）XX kW
発電設備の所在地	（例）東京都千代田区…
太陽電池の合計出力（kW）	（例）XX kW
新規認定日	（例）2020年7月14日
廃棄費用の積立状況	（例）開示不同意

（参考）太陽光発電設備の保険加入の努力義務化

2019/11/18　再エネ主力化小委員会（第４回）　事務局資料（一部加工）

＜これまでの取組＞

- 運転期間が終了した後の太陽光発電設備の廃棄等費用の確保については、廃棄等費用確保WGにおいて検討が行われ、積立担保制度の方向性が示されている。一方で、積立担保制度はFIT制度の下での発電事業終了後の放置・不法投棄対策を主眼としており、災害等により、積立担保制度による積立開始前の廃棄処理や事業途中での修繕をする場合は、**各太陽光発電事業者による独自の積立てや保険への加入により手当てされることが期待される**。
- こうした中で、現行の事業計画策定ガイドラインでは、適切に保守点検・維持管理を実施する体制の構築を求めているが、事業者の保険加入状況を調査すると、**特に低圧を中心に、保険に加入していない事業者が一定程度存在する状況**であった。

＜今後の対応＞

- 太陽光発電事業者に災害時の備えを促すため、新規認定案件・既認定案件ともに、**火災保険・地震保険等への加入を努力義務とする**。
- さらに、現在の保険料の水準は約3,000～5,000円/kW/年となっており、直近の調達価格の運転維持費の想定値（5,000円/kW/年）に鑑みると高価な水準であるが、**今後多くの太陽光発電事業者の加入が進めば、リスクに見合った保険料の設定が進み、適正な事業においては、保険料が低減する可能性**。
- このため、今後、**保険料の水準も含めて努力義務化の影響を見極めながら、関係事業者等からのヒアリングを行いつつ、遵守義務化を検討する**。

＜保険加入の状況＞

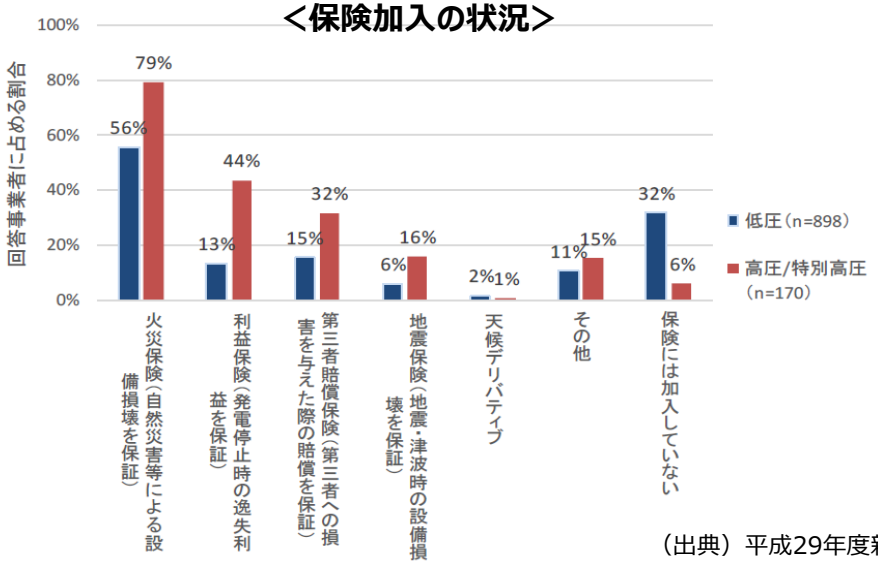

＜保険料の状況＞

	低圧	高圧／特別高圧
火災保険	1,728円/kW/年	936円/kW/年
地震保険	2,568円/kW/年	1,992円/kW/年
第三者賠償保険	516円/kW/年	108円/kW/年
（合計）	4,812円/kW/年	3,036円/kW/年

（出典）平成29年度新エネルギー等の導入促進のための基礎調査（太陽光発電に係る保守点検の普及動向等に関する調査）

⑧施行時期（最も早い事業が積立てを開始する時期）

- **中間整理**では、**積立ての時期を一律に調達期間の終了前10年間**とすること、**システム開発その他の体制整備に一定の期間を要する**こと、認定事業者等に対して**十分な周知期間の確保が必要**であることをふまえ、FIT制度開始から10年後、すなわち、**2022年7月までの適切な時期に**廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度を**施行することとした**。

- **エネルギー供給強靱化法**では、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度に係る**法律条文の施行時期は、2022年4月1日**となっており、また、**積立て期間については、経済産業省令で定める**こととなっている。

○ 以上をふまえ、廃棄等費用の積立てを担保する制度について、**最も早い事業が積立てを開始する時期を、2022年7月1日とする**（※）こととし、**それまでに周知や準備をできるだけ早期に進めていく**こととしてはどうか。

※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、2022年７月１日以降に順次、積立てを開始する。

＜参考＞太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理（2019年12月）（抜粋）

５．その他

（２）施行時期

外部積立ての場合の積立ての時期を、一律に調達期間の終了前 10 年間として本制度を実施するためには、遅くとも FIT 制度施行から 10 年後、すなわち 2022 年 7 月には本制度を施行することが必要である。一方で、多数の事業者の積立金を厳格かつ適正に管理する必要があることから、システム開発その他の体制整備には、一定の期間を要することが予想される。また、既に稼働中の案件は非常に多く、積立て義務を課すことによる事業計画への影響も考慮すべきであり、制度開始に伴う認定事業者への混乱を避ける点からも、認定事業者等に対して十分な周知期間を確保することも必要となる。

したがって、本制度の施行時期については、2022 年 7 月までの適切な時期に制度を施行することが適切である。

＜参考＞施行時期に係るエネルギー供給強靱化法の条文（抜粋）

附則　第１条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。（以下、略）

再エネ促進法　第15条の６第２項　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。